

知的財産権紛争における裁判所における解決と裁判外の解決

2002年11月15日

東京地方裁判所裁判官

飯村 敏明

1 はじめに

我が国は、1990年代後半から、知的財産を保護し、その活用を図り、またその創造を促して、これによって、我々の生活の質を高め、経済、社会を活性化させ、個々の企業や我が国の国際競争力を強化するために、積極的な政策を展開してきた。また、企業活動の中で、これまでの「有形資産」だけではなく、思想、知恵、技術、デザイン、ブランド等の「知的財産」ないし「情報財」がいかにかに価値を生み出し、有益なものであるかについて、強く認識されるようになった。

このような最近の意識の高まりに伴って、知的財産を中心とする経済活動が活発になり、知的財産に係る法的紛争も増加した。このため、知的財産の分野では、従来にも増して、法的紛争に対する質の高い解決システムの実現が求められるようになった。

ところで、2000年6月に、司法制度改革審議会により、国民がより利用しやすい司法制度の実現、司法の機能の充実強化等に必要な基本的施策がまとめられ、「司法制度改革審議会意見書」が公表された。その中では、知的財産権紛争に関して、特に項目を設けて触れられ、知的財産権訴訟事件の審理期間を短縮することを目標として、計画審理の推進、証拠収集手続の拡充、特許権、実用新案権について東京・大阪地方裁判所への専属管轄化などによる裁判所の専門処理体制の一層の強化などとともに裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充、活性化も政策目標として挙げられた。

また、2002年（今年）、政府内に「知的財産戦略会議」が設置され、6月に、知的財産の保護と活用により、経済・社会の活性化を目指す目的で「知的財産戦略大綱」がとりまとめられ、7月に公表された。大綱にも、知的財産権紛争に関して、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件についての高等裁判所段階での管轄の集中化、知的財産権裁判の専門処理体制の強化、裁判所の人的基盤の拡充、証拠収集手続の拡充、損害賠償制度の強化、営業秘密の保護強化などとともに、ADRの機能強化・活性化が挙げられた。

2 裁判所の取組み

知的財産権紛争に関して、国民がより利用しやすい紛争解決制度の実現という観点で、東京地裁の知的財産権部が取り組んできた実情を紹介する。

まず、事件数の動向について、東京地裁における知的財産権事件（本訴事件）

の新受事件は、1990年には146件であったが、2000年には312件となった。新受事件(本訴事件)は、10年前と比較してほぼ2倍に増加している。これに対して、本訴事件の処理は順調に推移し、既済事件の審理期間の平均は、2001年には、約12か月程度となり、10年前と比較すると、おおむね半減し、審理の迅速化の傾向が著しい。

東京地裁における知的財産権事件(仮処分事件)の新受事件も、2000年には228件となり、10年前と比較すると3倍以上に増加した。これに対して、仮処分事件の処理も順調に推移し、既済事件の審理期間の平均は、2001年には、4.5か月となり、10年前と比較すると、おおむね3分の1に減少した。

このように、訴訟事件に対する迅速処理が実現できたのは、第1に、増員及び増部措置により、知的財産権事件の解決のための処理態勢が大幅に強化されたこと、第2に、民事訴訟法及び特許法の改正に伴い審理手続が合理化されたこと、第3に、迅速審理を重視する訴訟運営の工夫を図ってきたことなどを理由として挙げられる。

この第3点の工夫の一つとして、裁判所は、迅速かつ究極的な解決、当事者が納得した上での解決を実現するために、裁判所の心証開示と積極的な和解勧告を行っている。以下、訴訟手続での和解、仮処分手続での和解、知的財産専門調停について、ご報告する。

3 裁判所における任意の解決(その1-和解)

(1) 裁判上の和解の意義

知的財産権侵害紛争のような企業間のビジネス紛争においては、訴訟が提起された後であっても、当事者は、常に、任意解決ができないかどうかを探ることが多い。また、当事者は、裁判所が和解的な解決手続を進めることを期待する場合も少なくない。我が国では、民事訴訟法上、訴訟を審理する裁判所自らが和解手続をすることが許されている。

裁判上の和解手続は、実際にも多く活用されていて、知的財産権訴訟における裁判上の和解率は、全事件の50%を超えている。

(2) 裁判所の心証開示と和解

最近の傾向として、裁判所は、和解に関係する場合であると否とに関わらず、積極的に審理途中の暫定的な心証を開示する場合が多い。

裁判所の心証開示については、メリット・デメリットが考えられる。一般論としていえば、裁判所が、心証を開示することによって、当事者による任意の解決を期待できること、仮に、将来、判決をする場合にも、予想外の判断という印象を与えることを回避でき、終局的解決(一審判決が確定すること、上訴がされた場合でも、上級審において和解がされること)に役立つこと等のメリットがあるので、心証開示を積極的に実施しているのが実情である。

このように裁判所が心証を開示する機会が多いので、双方の当事者とも、裁判所の心証を知った上で、和解するか否かを判断することができる。

(3) 和解の方法

裁判所は、暫定的心証を反映させた書面による和解案を、双方に同時に提示して、和解手続を進める場合も少なくない。さらに、和解案に至るまでの理由の概略を書面にして提示することもある。裁判所が、このような方法を採用する理由としては、当事者において、裁判所の争点に対する判断内容、認定金額等を具体的に検討することができ、意思決定が容易になること、和解手続において、公正を確保することができること等を挙げることができる。

このような書面による裁判所の和解案における理由や損害額は、原則的には判決と一致することが多い。ただし、和解案では、末節的な争点に関しては、厳密な証明を求めないで金額等の認定をすることがあること、主要な争点であっても、心証割合を反映させて、割合的に損害額を算定することがあること等の理由から、両者が一致しない場合もあり得るが、そのような場合には、和解案に、そのような趣旨である旨を明示している。

なお、裁判所が、心証を開示した上で、和解を進めたにもかかわらず、和解が決裂した場合、裁判所は、不利な心証開示がされた当事者の側の補充の主張・立証を許容すべきではなく、すみやかに、終結するようにしている。

(4) 和解解決のインセンティブ

以上の状況から、当事者において、裁判所の心証を把握した上で、和解するかどうかを決定する機会が多い。当事者が、裁判所の心証を把握した後に、和解的な解決を選択する理由として、次のような要素が考えられる。

まず、裁判所の心証が原告に有利な場合は、次のような考慮要素が考えられる。原告側が、和解解決をする利点としては、以下のような点を挙げることができる。すなわち、究極的な解決につながることで、第一審段階で、勝訴しても、相手方から、控訴されて、第一審判決の結果が覆されたり、最終的な解決が、遅くなるというリスクを回避することができること、また、特許権等については、上訴審の審理の過程で、公知文献が発見されて、無効になるリスクも皆無ではなく、そのようなリスクを回避することができること、被告が、一応、納得した上で、解決するので、和解条項について、履行される可能性が高まること、将来の設計変更の場合等、きめ細かい取り決めをしておくことができること、被告は、無効審判請求を取り下げるので、権利の不安定さを回避できること等の理由が考えられる。他方、被告側が、和解解決をする利点としては、訴訟による敗訴という結果を避けて、営業上の不利益等を回避することが可能であること、損害賠償額等の条件面で有利な解決をすることが期待できること等の理由が考えられる。

次に、裁判所の心証が原告に不利な場合は、次のような考慮要因が考えられ

る。なお、一般的には、和解解決をする利点は少ないが、しかし、実際に和解がされる例は多い。和解の内容としては、請求額に比較して、少額の解決金の支払をする場合がほとんどである。原告側が和解的解決をする利点としては、敗訴という結果を避けて、営業上の不利益等を回避することができること、判決理由中において、予想外の敗訴理由が記載されることを避けられること、事案によって、被告からされた無効審判請求を取り下げ、権利の存続を図ることも可能であることなどである。他方、被告側が、和解解決をする利点としては、早期に紛争を解決することができること、訴訟を係属することによる費用の負担を軽減することができること等である。

4 裁判所における任意の解決（その2－仮処分手続における和解）

一般に、知的財産権紛争の多くは、ライフサイクルの短い商品に関する紛争である。そのような紛争を解決するため、仮処分手続が選択される場合が少なくない。ところで、仮処分は、費用が低廉である、非公開で実施される、審尋期日を設けるが、双方の当事者から別々に聴くことができる、迅速性が要請されるなどの特徴がある。

裁判所は、仮処分事件を担当すると、短期間に結論を出さなければならないが、それとともに、任意の解決策を模索することが多い。

債権者（申立人）が仮処分を取り下げるには、債務者（相手方）の同意の必要はないので、債権者は、敗訴しそうな事件について、取り下げることによって、いつでも退却することができる。この点も、敗訴することによって債権者側の信用が低下することを避けることができ、極めて便利である。また、仮処分は、認容決定が出された場合の執行停止の要件は厳格で、實際上執行停止を期待することはできないという点で強力である。このような債権者側のメリットがあるので、債権者は仮処分を選ぶとともに、仮処分手続を用いて、より抜本的な和解的解決を望むことが少なくない。また、仮処分手続内における早期かつ迅速な和解解決は、債務者にとってもメリットのある場合が多い。

仮処分事件における和解の内容は本案訴訟の場合とおおむね同じである。ただし、債務者が、差止めを求められた行為について、とりあえず中止するという形式の暫定的な和解がされる例も存在する。

仮処分事件においては、損害額についての審理はしないが、認容が予想される事案では、損害賠償金の支払の点も含めた和解をすることが多い。債務者としては、仮処分の審理において、損害額についての資料を提出する義務はないが、和解をすることのメリットを考慮して、上記資料を任意に提出する 경우가多く、仮処分事件においても和解金額の合意形成が可能となる。

5 裁判所における任意の解決（その3－知的財産専門調停）

(1) 知的財産専門調停の意義

1998年4月に、東京地方裁判所において、知的財産専門調停を発足させた。通常の調停と異なる点は、以下のとおりである。

(i) 調停は、調停主任裁判官1名と調停委員2名の合計3名で構成されるが、このうち、調停主任裁判官は、訴訟に関与した知的財産部の主任裁判官自らが担当する。

(ii) 調停委員は、知的財産事件に詳しい弁護士及び弁理士により構成される。

このように、知的財産専門調停は、公正中立性が確保された調停であること、知的財産の裁判等の豊かな経験を有する法律家が調停委員に選任されていること、技術に関する優秀な専門家である弁理士が調停委員として事件の解決に当たっていること、単に訴訟物に関する解決だけではなく、幅広い解決（クロスライセンス、包括的許諾、将来の製品変更の合意等）を探ることが期待できること、営業秘密が保持されることなどの点で、当事者双方にとって有益かつ柔軟な解決を図ることができる点でメリットがある。

解決実績であるが、調停成立の率は高く、約80%を推移している。

(2) 知的財産専門調停の進行

知的財産権専門調停を円滑に進めるために、次ようなことが行われている。すなわち、調停に付した場合の早期解決を図るため、知的財産権侵害訴訟を担当する裁判官は、事件を調停に付した後、メモ又は口頭により、調停委員に事件の内容、概括的な心証等を説明している。主任裁判官が、調停委員に対して、調停の進行方針に関する自己の見解を述べることは、円滑な調停手続の進行に有効であると考えられる。

主任裁判官は、積極的に進行状況を把握して、調停委員との連絡・調整を密にし、また、調停委員から意見を求められた場合も、自己の見解を述べるようにして、知的財産権主任裁判官と調停委員の意思疎通を積極的に図る点で、進行面での特徴がある。このような進行を図ることができるのは、調停制度を裁判所内に設けたことの長所といえよう。

6 裁判所における任意解決を妨げる要因

以上述べたとおり、裁判所における任意的な解決は、数多くのメリットが存在する。当事者は、究極的な法的解決を目指すためにも、任意的な解決を困難にしたり、紛争を拡大するような行為を避けるよう、留意すべきであろう。そのような観点からの留意事項は、次の点である。

第1に、一般的に訴訟提起前の見通しと、訴訟提起後に判明した事実とが大きく違う場合には、紛争解決が困難になる。すなわち、当事者が、訴訟代理人から、訴え提起前から、繰り返し、勝訴の見通しを伝えられていると、裁判所から、敗訴を前提とした和解案を提示されたときに、対応できないことがある。

このような場合，裁判所は，当事者に対し，直接，説明することが多いが，それにも限界がある。したがって，訴訟代理人としては，訴訟提起前に，知的財産権訴訟の特殊性，知的財産権訴訟の困難性等を当事者に対し，十分に説明すべきである。

第2に，当事者間に感情問題が生じている場合も，紛争解決が困難になる。訴訟提起に際して，被告の侵害態様や訴訟提起の事実を大きく報道したりすると，被告側の反発を招いたり，公表態様によっては信用を毀損したりすることがある。任意の解決が困難となり，早期の解決の機会を失うので，留意すべきである。

第3に，任意解決交渉進行の過程で，重要な情報が伝えられていない場合も，抜本的な解決を阻害する。交渉が進行し，ほぼ合意の形成ができそうな時期に，当事者の一方から，新たな事実が持ち出されることが少なくない。極端な例としては，別の侵害態様も存在する旨新たに主張する場合もある。当事者としては，はじめから，交渉条件を詰め直さなければならず，任意解決が不調に終わることがある。

7 裁判によらない法的紛争解決（ADR）

(1) はじめに

裁判所外において，知的財産権紛争を解決する団体として，日本知的財産紛争処理センターなど各種のADR機関が存在する。企業間の紛争は，解決が任意である方がよいため，これらのADRの活用が期待されている。ADRは，通常，調停人や仲裁人として，知的財産の各分野の専門知識を持つ弁護士や弁理士，学者等が選任され，調停等に当たる。

(2) ADRの利点

ADRと裁判解決（判決と裁判所内の任意の解決を含む。）とを比較検討してみたい。ADRも裁判所の手続も，知的財産権に関する法的紛争について，相互に補完関係に立つ。ADRは，裁判手続が，必ずしもふさわしくない分野においてこそ，存在価値が高くなるといえよう。そうすると，ADRは，次ような場面において利点がある。

第1に，裁判手続においては，コストパフォーマンスが図れない事件において，ADRは有効であるといえよう。裁判手続を利用する場合の費用の最低額はかなり高額である。手続費用が比較的低廉な仮処分であっても，弁護士費用，調査費用等を考慮するとかなり高額になる（もっとも，訴訟費用を準備できない権利者のためには，訴訟救助制度が設けられている。）。軽微な事件や少額紛争については，簡易な代替紛争解決手段によって解決するメリットが数多く存在するといえよう。

第2に，裁判手続においては，秘密が保持できない場合にも，ADRは有効

であるといえよう。すなわち、裁判手続は、公開が原則になるので、秘密にしておきたい事項が公表されてしまう。もっとも、現在は、裁判過程の中で、閲覧禁止手続、裁判所内調停手続、弁論準備手続、当事者間の秘密守秘契約などがあり、秘密保持の要請にも応じられるような制度的裏付けや運用がされているが、公開を原則とする裁判手続においては、完璧とはいえない。特に、営業秘密、技術上の秘密、ノウハウ等が侵害された事件、公開すると差し支えある事項を含む証拠調べが必要となる事件、秘密ではないが、世の中に知られたくない事項が関係する事件、敗訴した場合の影響が極めて大きい事件等においては、当事者は、そのような事項が広く知られることに対して神経を使う。これに対して、ADRは、このような秘密が開示される事態を避けながら、法的紛争解決を実現することが可能である点においてメリットがある。

8 おわりに—ADRの利用促進のために

ADRが社会からの期待に応え、ユーザーから信頼されるためには、どのような点に留意すべきかについて述べたい。

過去の例を見ると、社会の構造や物の考え方が急激に変化したため、新しい類型の紛争が多数発生して、このため、裁判所の処理能力が追いつかなかったり、紛争解決のルールが確立できなかつたりした時機に、その特定の専門分野のADRの設立や活用が強く期待された。

このような社会の要請と期待により新たに設立するADRは、既存の制度でも解決が図れないような困難な事件も含めた多くの法的紛争について解決を試みることになる。ADRは、そのような具体的な紛争処理を通して、調停人、仲裁人の専門性が十分であるかどうか、調停人、仲裁人が法律的な素養が十分であるかどうか、パネルの構成が偏っていないかどうか、公正な手続が実施されているかどうか、紛争解決のルールが確立していない新しい紛争類型についても、社会の納得が得られるような解決案が示されたかどうか、解決不可能な事件については、適切な時機に打ち切ることができたかどうか等、多項目にわたる評価を受けることになる。そのような意味で、ADR及びこれに携わる調停人、仲裁人に課せられた使命は、極めて大きい。

あるADR機関が、調停人、仲裁人として、優秀な人材を得ることができ、解決困難な法的紛争を迅速に解決する実績を示すことができれば、そのADR機関は、当事者及び社会からの信頼を獲得することができるであろう。そのためにも、ADRに携わる調停人、仲裁人は、困難な紛争を解決するためのスキルアップのための努力が必要であるといえよう。